

## 日本遺産「中世日根荘の風景」対象地域活性化プロジェクト業務委託仕様書

本仕様書は、日本遺産日根荘推進協議会（以下「協議会」という）が実施する日本遺産「中世日根荘の風景」対象地域活性化プロジェクト業務委託について、委託業務の内容を示すとともに、受託事業者（以下「受注者」という）が遵守しなければならない仕様を示すものとする。

### 1 業務名

日本遺産「中世日根荘の風景」対象地域活性化プロジェクト委託業務

### 2 業務目的

泉佐野市は、日本遺産のストーリーが3つ存在する全国でも珍しい歴史文化遺産都市であり、3つの日本遺産は、新たな泉佐野の顔として、今後の賑わいづくりの一役を担っていくものと考えている。

しかし、全国的に人口減少が進む中、本市の人口も令和2年国勢調査結果によると、人口増減率は5年前より-0.83%となった。特に3つの日本遺産に関わりのある日根荘対象地域（以下、「対象地域」という）は山間部を中心に少子高齢化が進んでおり、これまで以上に人口減少に歯止めをかけ、地方創生を推進する新たなまちづくりが課題となっている。

そのため、対象地域の中世以来の農村風景、中世らしい景観の維持、保全整備を含めた民間活力による活性化に向けた取り組みを広く公募し、地域の活性化、交流人口・関係人口の拡大を目的に本業務を実施する。そして、今後の国内外へのシティプロモーションの有効な観光資源として、本市の魅力度アップとともに、地域振興とシティプロモーションに向けた取り組みにつなげていくこととする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日

本仕様書に定める内容を適正に履行しない等、受注者として不相当であると判断した場合、本協議会は、本契約を契約期間に関わらず解除することがある。また、受注者に損害賠償を請求することがある。

### 4 業務内容等

本業務の目的を達成するため、以下の業務内容等をもとに、事業者からの企画提案を求めるものとする。

- (1) 企画提案の対象地域とは、本市の3つある日本遺産のうち、日本遺産「旅引付と二枚の絵図が伝えるまち-中世日根荘の風景-」の対象地域とすること。（別紙①参照）
- (2) 対象地域の豊かな自然や景観を活かしながら、残された貴重な文化遺産を活用していくために、遊歩道やこれに伴う管理（通路・柵・植栽等）に供する付属施設の整備を行い、観光やまちづくりなど地域活性化につながる企画提案とすること。
- (3) 優れた自然の景観地の保護とともに、地域資源の発掘、磨き上げにより、地域活性化、誘客促進を図れる企画提案とすること。

## 5 業務に要する経費

上限額は、5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 6 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び本委託契約書に基づき、協議会をはじめ、泉佐野市の関係課と綿密に連絡を取り、その指示等に従い誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 業務の遂行にあたり必要な地元等との調整・協議については、受託者が責任を持って対応すること。但し、必要に応じて、協議会をはじめ、泉佐野市の関係課も調整・協議を支援するものとする。
- (3) 本事業は、文化庁の令和4年度文化遺産観光拠点充実事業（文化資源活用事業費補助金）を活用する予定であるため、各費目における単価上限、補助対象外経費等は国の基準を参考にし、見積書を作成することとする。（別紙②参照）
- (4) 業務に関する協議や各種打ち合わせに要する経費は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、業務の遂行に当たり、知り得た機密に属する情報、また本市が提供する資料・データ類及び業務の内容について、第三者に漏洩してはならない。業務終了後も同様とする。
- (6) 業務を遂行するうえで必要な資料等は、受託者において入手することとする。ただし、本市から提供可能な資料は無償で貸与する。
- (7) 受託者は、業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (8) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上処理することとする。

日本遺産「旅引付と二枚の絵図が伝えるまち-中世日根荘の風景-」の対象地域

関西空港から  
目と鼻の先!

### 構成文化財一覧表

<ul style="list-style-type: none"> <li>●日根荘遺跡(16ヶ所)〔国史跡〕</li> <li>●日根荘大木の農村景観〔重要文化的景観〕</li> <li>●犬鳴山〔府名勝〕</li> <li>●火走神社撰社幸神社本殿〔重要文化財(建造物)〕</li> <li>●慈眼院 多宝塔〔国宝(建造物)〕</li> <li>●慈眼院 金堂〔重要文化財(建造物)〕</li> <li>●総福寺鎮守天満宮本殿〔重要文化財(建造物)〕</li> <li>●日根神社社比売神社本殿〔大阪府指定(建造物)〕</li> <li>●慈眼院大日如来坐像〔大阪府指定(彫刻)〕</li> <li>●中大木地区木造業師如来坐像及両脇侍像〔大阪府指定(彫刻)〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●七宝瀧寺銅鉢〔大阪府指定(工芸)〕</li> <li>●七宝瀧寺絹本着色不動明王二童子四十八使者図〔大阪府指定(絵画)〕</li> <li>●七宝瀧寺絹本着色尊勝曼荼羅図〔泉佐野市指定(絵画)〕</li> <li>●七宝瀧寺絹本着色不動明王八大童子図〔泉佐野市指定(絵画)〕</li> <li>●犬鳴山七宝瀧寺並びに大木村絵図〔泉佐野市指定(歴史資料)〕</li> <li>●慈眼院木造襖札〔泉佐野市指定(歴史資料)〕</li> <li>●湊遺跡出土鳥帽子〔泉佐野市指定(考古資料)〕</li> <li>●慈眼院こけら経〔泉佐野市指定(有形民俗文化財)〕</li> <li>●大木火走神社秋祭りの担いダンジリ行事〔泉佐野市指定(無形民俗文化財)〕</li> <li>●日根神社まくらまつり〔泉佐野市指定(無形民俗文化財)〕</li> <li>●犬鳴山七宝瀧寺〔未指定(建造物)〕</li> <li>●土丸蓮華寺〔未指定(建造物)〕</li> <li>●土丸極楽寺〔未指定(建造物)〕</li> <li>●火走神社ホタキ神事〔未指定(無形民俗文化財)〕</li> </ul>
--	--

中世の絵図1には、ふたこぶの山が①、「大井関大明神」「無辺光院」の一部と思われる⑤、榎井川から取水した⑥が流れ着く十二谷池は「住持谷池」として描かれています。

また、近世の絵図2には①②③が描かれ、その頃から今に伝わるのが見て取れます。



〔日根野村宛野開発絵図〕(宮内庁書陵部所蔵)



〔犬鳴山七宝瀧寺並びに大木村絵図〕(江戸時代後期)火走神社蔵

### 中世日根荘の風景 周遊ルート

- ① 犬鳴山七宝瀧寺 修験の世界を歩く  
犬鳴山バス停→瑞龍門→西界の瀧→塔の瀧→義犬の墓→本堂→行者の瀧
- ② 「政基公旅引付」の舞台を歩く  
中大木バス停→毘沙門堂→火走神社→西光寺跡→長福寺跡→下大木バス停
- ③ 日根荘大木の農村景観を歩く  
下大木バス停→円満寺→長福寺跡→水間道→禪徳寺→西光寺→東ノ池周辺欄田→蓮華寺(少し足を延ばすと上大木吊り橋)→香積寺跡→粉河道→毘沙門堂→火走神社→中大木バス停
- ④ 土丸・雨山城跡 中世城郭を歩く  
頓田バス停→土丸蓮華寺・伝橋本正督墓地→井川取水口→粉河道→土丸春日神社・登山口→土丸・雨山城跡
- ⑤ 荘園絵図の世界を歩く 寺社編  
新道出バス停→新道出牛神→粉河道→総福寺天満宮→井川→慈眼院→井川→日根神社→比売神社→東上バス停  
(久ノ木バス停→総福寺天満宮→井川→慈眼院・日根神社→東上バス停の短縮ルート有)
- ⑥ 荘園絵図の世界を歩く かんがいの水編  
東上バス停→井川治い→八王子跡→野々宮跡→尼津池→八重治池→十二谷池→JR日根野駅前

## 各費目における単価上限、補助対象外経費等

## (1) 各費目における単価上限、補助対象範囲等

- ・1回当たりの支払額が35,000円（税込み）以上となる場合、銀行振り込みとすること。

※赤字は特に注意すべき点

費目	細分	注意事項	上限金額（税込）	
全事項共通		事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	左記は全て 全額補助対象外	
		外部委託のみの事業等、協議会等に主体性が認められない事業		
		協議会等及び構成団体又はその構成員等に対する支出は補助対象外（ただし旅費は除く。）		
貸金		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象	1,070円/時	
共済費		イベント保険、その他危険な作業を行う場合のみ対象。雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等の事業主負担分は補助対象外	—	
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	14,000円/日	
	講演	専門家による講話、研究報告等に適用。芸芸等の実演、指導等は適用外	35,650円/日	
	調査	専門家による現地調査。専門家以外による現地調査は貸金単価を適用	12,230円/日	
	指導・実技	芸芸等の実演、指導、教授、解説（現地解説を含む）等	10,400円/日	
	原稿執筆		日本語 400字（A4用紙1枚）程度	2,040円/枚
			外国語 200語（A4用紙1枚）程度	5,100円/枚
	翻訳		和文英訳 200語（A4用紙1枚）程度	6,250円/枚
			英文和訳 400字（A4用紙1枚）程度	4,200円/枚
			その他和訳 400字（A4用紙1枚）程度	5,380円/枚
	出演料	公演における演技披露。社会通念上、著しく高額と認められる場合は補助対象外	—	
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額	—	
		行事・教室等参加者・受講者の送迎費・移動費（バスの借り上げ）等、参加者・受講者等の受益者が負担すべきもの	左記は全て 全額補助対象外	
		協議会内の事務会合に係る交通費		
		特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代		
宿泊費	真に必要な場合のみ（食事代（バック料金の場合は相当額）は補助対象外）	9,800円/泊		
日当	日当及び日当に相当すると認められる定額支給のもの全て	補助対象外		
使用料及び借料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注予定金額が10万円（税込み）以上の場合、見積書を添付すること。</li> <li>・発注予定金額が100万円（税込み）以上の場合、複数者からの見積書を添付すること。契約の際は可能な限り入札により相手方を決定すること。複数者からの見積書を添付することができない場合は、その理由を添付すること（様式任意）。</li> <li>・作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本表の基準を適用すること。（見積書にも内訳を記載すること。）</li> </ul>	—	
役務費				
委託費				
工事請負費				

備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1点10万円(税込)以上の高額物品</li> <li>・パソコンやカメラ等</li> <li>・参加者、協力者への贈答が目的の物品(賞状、景品等)</li> <li>・個人が所有することとなる物品(鉢巻き、晒し、足袋等)</li> <li>・参加者が実費負担すべき消耗品(材料費等)</li> <li>・金券の購入(報償費として支給する場合も含む)</li> </ul>	左記は全て 全額補助対象外
原材料費		
需用費		
発注予定総額が10万円(税込み)以上の場合には見積書を添付すること。		—

(2) その他の補助対象外経費等

費目	細分	注意事項	上限金額
全事項共通		事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	左記は全て 全額補助対象外
		補助事業者の構成団体又はその構成員等に対する支出は補助対象外(ただし旅費は除く。)	
共済費		社会保険料は本事業のために雇用された職員の事業者負担分のみ。その他の保険料は危険な作業を行う等、特に必要な場合のみ対象。	—
食糧費		食糧費全般(講師用の弁当、会議用の水等もすべて)	—
不動産関係費		建物の建設・修繕費、不動産購入費、不動産賃貸費、安全柵等の整備費	—
祭等の運営費		祭行事、レセプション(表彰式、懇親会、祝賀会等)の運営経費、大会参加費	—
団体が当然負担すべき経費		協議会等及びその構成団体の維持管理経費(家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、パソコン・プリンタの借料、コピー機の保守料、ドメイン取得・サーバー維持管理費等)、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類、構成団体への振込に係る振込手数料等	—
受益者負担とすべき経費		参加者・受講者等から実費を徴収すべき経費(講座参加者用書籍代、ワークショップ等の原材料費等)	—
地域色の薄い取組		その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費	—
応募経費		本事業の応募に係る通信費、旅費等	—
補助期間外の支出		補助対象期間外(交付決定日から完了日の間以外)に実施した事業に係る経費	—
需用費	消耗品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文具等短期間使用の物品のみ対象。</li> <li>・PC、プリンター、机、椅子、キャビネット、固定されていない棚・展示ケース等の備品は対象外</li> </ul>	—

<主な留意点>

- ・補助対象となる費目は、「VI 補助要項」に掲げる観光拠点整備事業(文化遺産観光拠点充実事業)国庫補助要項を参照してください。
- ・活用環境整備事業について、基本設計に係る経費は補助対象となりますが、基本設計のみを補助事業として実施することはできません。